

災害時における求職者給付の特例措置について

令和6年7月25日からの大雨による被害の影響に係る災害救助法適用に伴い、山形労働局では、災害時における求職者給付に関して、以下の特例措置を設けました。

ハローワークへ来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱いについて

失業給付を受給している方が、大雨の影響により指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることで失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

災害救助法適用時における支援策について

○災害時における求職者給付の支給に関する特例措置

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、災害時における求職者給付を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、災害時における求職者給付の支給を受けることができます。

災害救助法の適用を受ける市町村（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

（注①：令和6年8月2日現在、災害救助法の適用を受けた市町村は鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東田川郡三川町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町です。）

（注②：雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。）

（注③：災害により直接被害を受け休廃業した場合が対象となります。）

3 制度の留意事項

本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

お問い合わせ先

この制度内容の手続きなど詳しいことは、お近くのハローワークまたは山形労働局職業安定課にお問い合わせください。

ハローワーク酒田 TEL0234-27-3111

ハローワーク村山 TEL0237-55-8609

ハローワーク鶴岡 TEL0235-25-2501

ハローワーク寒河江 TEL0237-86-4221

ハローワーク新庄 TEL0233-22-8609

山形労働局職業安定課 TEL023-626-6109